

危険物施設の保安監督

【危険物施設の保安監督】

- ・危険物施設の所有者・管理者・占有者が選任する。

【危険物保安統括管理者(法12の7 危政30の3 危規47の4・5)】

- ・危険物施設がある事業所全体の保安業務を統括管理する。
- ・指定数量の3,000倍以上の第四類の危険物を取り扱う製造所・一般取扱所、または指定数量以上の第四類の危険物を取り扱う移送取扱所で選任が必要になる。
- ・選任・解任の際は遅滞なく市町村長等に届け出る。
- ・危険物取扱者以外の者でもなれるが、管理監督的地位の者でなければならない。
- ・危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所は自衛消防組織を置かなければならない。

【危険物保安監督者(法13 危政31の2)】

- ・危険物施設ごとの保安業務をを行う。
- ・全ての製造所・屋外タンク貯蔵所・給油取扱所・移送取扱所で選任が必要になる。
移動タンク貯蔵所は選任の必要がない。
上記以外の危険物施設で選任の基準がある。
- ・選任・解任の際は遅滞なく市町村長等に届け出る。
- ・甲種またはその施設で取り扱う危険物の類の乙種の危険物取扱者で、6か月以上の危険物の取り扱いの実務経験がある者でなければならない。

【危険物施設保安員(法14 危政36 危規60)】

- ・危険物保安監督者の下で、危険物施設の構造および設備の保安業務をを行う。
- ・指定数量の100倍以上の危険物を取り扱う製造所・一般取扱所、または全ての移送取扱所で選任が必要になる。
- ・選任・解任の際は届け出の必要がない。
- ・危険物取扱者以外の者でもなれる。